



小川富也税理士事務所だより

編集発行人  
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068

八幡浜市浜之町180番地

TEL 0894-24-3355

FAX 0894-24-2882



謹賀新年

平成26年元旦

# 法定調書

## ◆提出調書と支払内容◆

〈提出期限〉  
平成26年  
1月31日(金)

給与所得の源泉徴収事務の締めくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。1月はこの法定調書の提出月となります。

法定調書とは、所得税法、相続税法及び租税特別措置法等の規定により、(平成25年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料

等の支払調書」や「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様の種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲やその他詳細につきましては、税務署より配布の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

提出する調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

# 2014年・経済展望

## 景気は順調に回復傾向 消費・設備投資に好循環



2014年の日本経済は回復傾向にあることが各種統計から裏付けられています。個人消費、設備投資、企業収益の改善を背景に、景気の足取りがしっかりしてきたことがうかがえます。

一方で消費増税の駆け込み需要の反動で消費の落ち込みが予想されるなど、本格的な景気回復には乗り越えなければならぬ課題もあります。

### ◆消費者物価指数◆

総務省が発表した昨年10月の全国消費者物価指数は、前年同月比0・

### ■主な経済指標の改善 (10月)■

家計	消費支出 (1世帯当たり)	0.9%	↑
	消費者物価 指数	0.9%	↑
雇用	有効求人倍率	0.03 <sup>ポイ</sup>	↑
	完全失業率	4.0%	→
企業	工業 生産指数	0.5%	↑
	資本財 出荷指数	9.5%	↑
GDP(国内総生産)		4期連続	↑

9%上昇。食料・エネルギーを除いた指数は0・3%上昇し、08年10月以来5年ぶりにプラスとなりました。水準としては1998年以来、約15年ぶりの高水準です。

景況感の改善を背景に、長引くデフレ要因となってきた耐久財の価格下落も和らいできました。パソコンやエアコンなど一部の品目は値上がりしています。

### ◆家計調査◆

昨年10月の家計調査によると、1世帯あたりの消費支出は29万676円と前年同月比0・9%増えました。自動車や冷蔵庫といった耐久消費財、住宅リフォームへの出費が大きく伸びました。消費者心理の改善に加えて、今年4月の消費増税に向けた駆け込み需要も活発です。

### ◆鉱工業生産指数◆

景気の動きとほぼ連動する生産活動も底堅く推移しています。経済産業省が発表した10月の鉱工業生産指数は、98・8と

前月に比べて0・5%上昇。輸出する半導体製造装置や冬季商戦向けの家電製品などの生産が伸びています。出荷は同1・8%増える一方で、在庫は0・5%減っており、企業は在庫を減らしながら順調に生産と出荷をしているようです。

また設備投資の先行指標となる資本財出荷指数も前期比9・5%上昇。企業や消費者の需要が引つ張り、経営者の投資意欲も改善していることがうかがえます。

### ◆有効求人倍率◆

厚生労働省が発表した10月の有効求人倍率は、前月比で0・03<sup>ポイ</sup>上昇しました。製造業やサービス業で求人が増えたことが要因です。新規求人数を産業別にみると、製造業が前年同月比20・2%増と大幅に伸びました。円安による輸出増で自動車製造の求人が増え、その関連産業にも波及効果が出ています。

総務省が発表した完全失業率は前月と横ばいの4・0%でした。

### ◆国内総生産(GDP)◆

内閣府が発表した2013年7～9月の国内総生産(GDP)は、前期比0・3%増、年率換算1・1%増となりました。4四半期連続のプラスです。政府の経済対策による効果が続き、公共投資が前期比6・5%増と大きく伸びたほか、消費増税

前の駆け込みをにらんだ住宅投資も2・6%増加しました。

個人消費は0・1%増。自動車や宝飾品などの高額消費が引き続き堅調を保っています。

設備投資は0・2%増。火力発電や自動車など輸送用機械への設備投資が堅調で、三四半期連続でプラスとなりました。

### ■本格回復への課題■

今年4月の消費増税が景気に与える影響が懸念されます。増税前の駆け込み需要の反動から消費者のマインドが急速に冷え込み、特にこれまでに堅調に推移してきた耐久消費財などが強く影響を受けると予想されています。

また円安の効果が薄らいでいくことも不安要素です。円安が進み始めたのは一昨年の11月頃からですが、すでに円安効果は一巡しており、今後一段と円安が進まない限り、逆に物価上昇を抑え始める可能性があります。

消費増税や円安効果の一巡を乗り越えるためには、増税後のきめ細かい経済対策や法人実効税率の引き下げなどが求められます。

企業においても増税後の反動を見越した在庫管理の見直し、販売価格の再設定など、新たな経営戦略を周到に準備しておくことが重要です。



# ◆税務調査◆

## メール調査が増加傾向

現在、商取引の記録はパソコンで管理し、取引についての連絡や資料の授受は電子メールで行うことが一般的です。このため、税務調査においても、調査官からメール内容を見せるように求められる「メール調査」が非常に多くなってきています。

メール調査においては、まず必要な情報を抜き出すために、膨大な量のメールの中から、キーワードで怪しいメールを絞り込みます。申告漏れ等の端緒を掴むために、「売上」、「仕入」、「調整」、「口座」、「利益」、「棚卸」、「報告」などといったキーワードで抽出し、ヒットしたメール内容について検討していきます。

例えば、売上注文メールでは売上除外されたものはないか、受注確認メールでは振込先に簿外口座が記載されたものはないか、仕入発注メールでは除外された売上に対応するものはないかなどを見ていきます。

その他、メール調査以外にも、パソコン内の保存データについて、入力データの修正・削除履歴の有無、ワード・エクセル等の文書について「プロパティの確認」(文書ファイルを右クリックして表示)による作成日時の確認、隠しファイルや隠しフォルダの検索、架空給与の把握などが行われることもあるようです。

このように、メールやパソコン内データの提示を求められ、それを端緒に不正が見つかるケースが増加しています。企業においては、パソコンのメールやデータも「帳簿書類等」として伝票や元帳などと同様に税務調査の対象になるという認識を持つことが必要です。

また、不正をするつもりがなくても、調査官に誤解を与えかねない文言でのメールのやり取りなどは、無駄に税務調査が長引くことにもつながりますので注意しましょう。

## 1月の税務と労務

### 一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日  
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付  
(1)交付期限…1月31日  
(2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告  
申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)  
納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- ★25年12月分源泉所得税・住民税の特例徴収税額の納付  
納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ★25年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分  
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出  
(1)提出期限…1月31日  
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者  
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

### 一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…1月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

2014年の日本経済は回復基調にあるとみられています。異次元の金融緩和と財政出動でデフレ脱却を目指すアベノミクス効果により、超円高が修正され、資産価格が上昇しました。その結果、自動車や電機などの企業収益が劇的に回復しています。▼しかし、それが賃金や雇用の増やし、消費を拡大させ、再び企業業績の回復と投資に結びつくかは今なお不透明です。

▼企業業績の好転で一時的に所得や仕事や増えても「今年ほど

## 景気回復のために

うなるか分からない不安」があれば消費者の財布のひもが緩むのも一時的となります。それは本格的な景気回復には結びつきません。企業経営者も「今年はどうなるか分からない」という不安を抱えているため、労働コストを押し上げる賃金改正には慎重にならざるを得ません。

▼アベノミクスが将来に向けた安心感を示すことができれば、消費拡大と賃金上昇を促し、本格的な景気回復に結びついていくのではないのでしょうか。